

坂部達夫税理士事務所
(株)アサヒ・ビジネスセンター

20年の歩み

錦糸町駅北口 石井ビルにて開業しました

- 会計ソフトエプソン導入
- (株)日本LCA業務提携
- 大東信用金庫様(経営者養成講座開催)
- 坂部所長 新幹線通勤開始



翌年（平成2年） 明和ビルに移転



- TKCシステム本格稼働
- FP業務開始
- 社員旅行第1回(伊豆の伊東温泉)
- 坂部所長 筑波大学の大学院の修士課程へ



経営者講座のご紹介・・・

ANBCニュース1

あだちニュービジネスクラブ会報

ANBCニュース

ADACHI NEW BUSINESS CLUB 平成5年3月25日発行 第13号

あだちニュービジネスクラブ 第二回経営者講座有意義に終了

平成4年5月12日に開講し、7ヵ月にわたる第二回経営者講座は、去る平成4年11月12日に有意義に、且つ好評裡に終了致しました。

平成3年実施の第一回講座の折には、既に企業経営のトップに携わる方々のご参加が中心でありましたが、第二回は後継者の立場にある若い2世の方が主としてご参加され、同じ世代ということより特に緊張感もなく、非常にリラックスした雰囲気の中に講義が楽しみ、質疑も大変活発に展開されるなど、有意義に予定された講座の全課程を終了致しました。

講座を終えて受講されました皆様方から、

次のようなコメントを頂いております。

①従来は経営というものについて、漠然とした考えしか持っていなかったが、企業経営には系統的、技術的な考え方があるということを理解した。

②5年前に1年掛けて経営アカデミーに参加したことがある。忘れていたものもあり、今回の講座で種々思い出したものが多し。従業員の帰属意識向上のため、組織風土づくりに努力して行く。経営の在り方について、大いに再認識をした。

③講座を受けて自分のすべきことが段々多くなり、自分に出来るかと不安もよぎったが、講義のいずれも大いに参考になった。



ANBCニュース3

ANBC第2期経営者講座を終えて

経営者は、自ら率いる組織をできるだけ効果的に動かし、成果を上げていくことが求められます。

それを実現するために、経営者には

- ①経営全般に対する専門知識
- ②その専門知識を実践に適用して得た体験
- ③経営者としての理念の実現に対する情熱

が必要であると私どもは考えております。

経営者講座はこれらの能力要素を短期間に、かつ密度濃く身につけることを目的として実施しております。

従来の経営者及び経営幹部が経営全般について一通りの知識を体系的に学習し、実践したという人は極めて少ないのが現状です。それゆえ、経営の各分野で充分なリーダーシップを発揮できないまま、会社運営がなされている企業がほとんどであります。

しかし、高度に情報化・専門化された現在は「経営の専門家同士による競争の時代」を迎えており、今後も存続発展していくためには、経営者・後継経営者及び経営幹部の育成を極力計画的に、確固たる理念の下に実施することが求められております。経営者講座は、こうした時代の背景から要請された企画であります。

ANBCの経営者講座は一昨年、昨年と2年続けて開講されましたが、1期目に受講されたのは会社のリポート参加が多く、この講座がANBC会員の皆様にとって、大変有意義な企画であることを示しているものと思います。

受講された皆様は講座の趣旨をよく理解され、①時間に正確、②休憩時間その他の意見・質問が活発、③演習問題に取り組み姿勢が前向きであり、講師としても大変やりがいがありました。

本講座を通じて得た知識や人脈を活かし、皆様の事業の発展に尽力されることをご祈念申し上げます。

ANBC経営者講座 講師
㈱アサヒ・ビジネスセンター
坂部 達夫
伊藤 恒人

横浜・・・

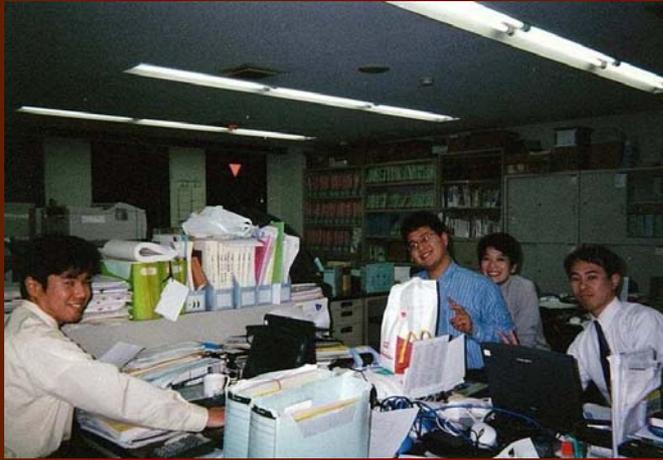
- 平成6年・・・



平成8年 淡海ビルに移転



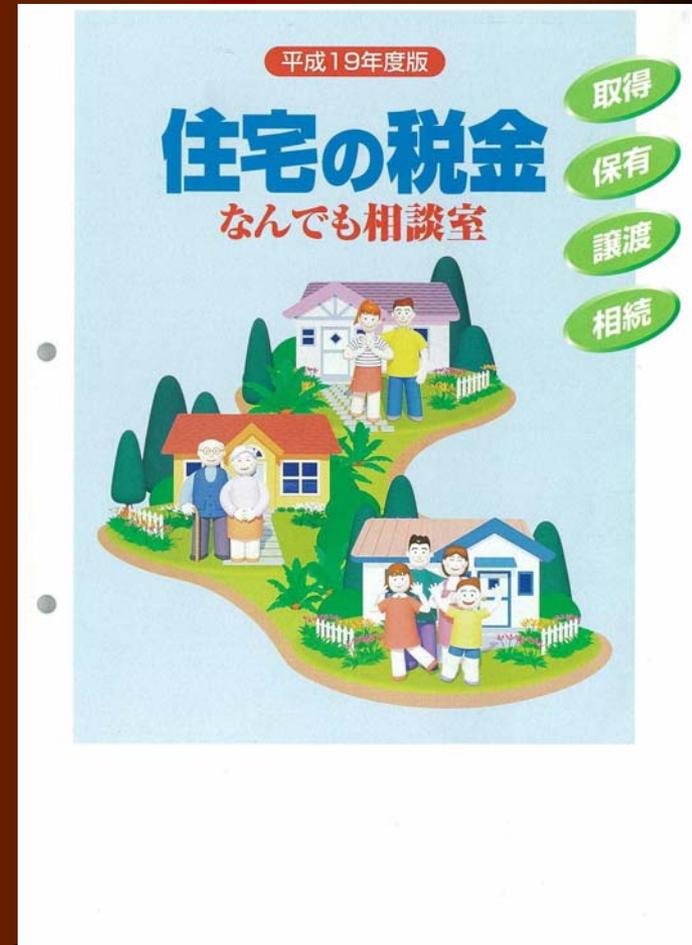
当時の事務所の様子・・・



「税務と経営 なんでも Q & A」



「住宅の税金 なんでも Q & A」



毎月 年末 年度末

小さな会社の税務

[事務・手続き] 一切

税務・経理処理
カレンダーで
ミスなくこなす

坂部 達夫 Tatsuo Sakabe

<会社にかかる主な税金>法人税、法人郡道府県税、法人事業税、法人市町村税、消費税 <会社設立時の税務の手続き>税務審判、預託料に提出する書類 <毎月の税務関係事務>住民税(特別徴収)、所得税(源泉徴収)、その他の税金 <1年度の税務力カレンダー>1月~12月の税務 <決算時等の税務事項>決算、決算における税金の注意事項、中間申告 <その他年度発生する税務事項>印紙税、自動車にかかる税金、不動産取得税、登録免許税

448	税務関係の用語	1208	法人市町村税	1808	法人事業税
449	法人税	1209	法人郡道府県税	1809	法人市町村税
450	法人郡道府県税	1210	法人事業税	1810	法人市町村税
451	法人市町村税	1211	法人税	1811	法人郡道府県税
452	法人事業税	1212	法人郡道府県税	1812	法人市町村税
453	法人市町村税	1213	法人事業税	1813	法人市町村税
454	法人税	1214	法人郡道府県税	1814	法人事業税
455	法人郡道府県税	1215	法人市町村税	1815	法人市町村税
456	法人事業税	1216	法人税	1816	法人郡道府県税
457	法人市町村税	1217	法人郡道府県税	1817	法人市町村税
458	法人税	1218	法人事業税	1818	法人市町村税
459	法人郡道府県税	1219	法人市町村税	1819	法人事業税
460	法人事業税	1220	法人税	1820	法人郡道府県税
461	法人市町村税	1221	法人郡道府県税	1821	法人市町村税
462	法人税	1222	法人事業税	1822	法人市町村税
463	法人郡道府県税	1223	法人市町村税	1823	法人事業税
464	法人事業税	1224	法人税	1824	法人郡道府県税
465	法人市町村税	1225	法人郡道府県税	1825	法人市町村税
466	法人税	1226	法人事業税	1826	法人市町村税
467	法人郡道府県税	1227	法人市町村税	1827	法人事業税
468	法人事業税	1228	法人税	1828	法人郡道府県税
469	法人市町村税	1229	法人郡道府県税	1829	法人市町村税
470	法人税	1230	法人事業税	1830	法人市町村税
471	法人郡道府県税	1231	法人市町村税	1831	法人事業税
472	法人事業税	1232	法人税	1832	法人郡道府県税
473	法人市町村税	1233	法人郡道府県税	1833	法人市町村税
474	法人税	1234	法人事業税	1834	法人市町村税
475	法人郡道府県税	1235	法人市町村税	1835	法人事業税
476	法人事業税	1236	法人税	1836	法人郡道府県税
477	法人市町村税	1237	法人郡道府県税	1837	法人市町村税
478	法人税	1238	法人事業税	1838	法人市町村税
479	法人郡道府県税	1239	法人市町村税	1839	法人事業税
480	法人事業税	1240	法人税	1840	法人郡道府県税
481	法人市町村税	1241	法人郡道府県税	1841	法人市町村税
482	法人税	1242	法人事業税	1842	法人市町村税
483	法人郡道府県税	1243	法人市町村税	1843	法人事業税
484	法人事業税	1244	法人税	1844	法人郡道府県税
485	法人市町村税	1245	法人郡道府県税	1845	法人市町村税
486	法人税	1246	法人事業税	1846	法人市町村税
487	法人郡道府県税	1247	法人市町村税	1847	法人事業税
488	法人事業税	1248	法人税	1848	法人郡道府県税
489	法人市町村税	1249	法人郡道府県税	1849	法人市町村税
490	法人税	1250	法人事業税	1850	法人市町村税

- はじめての一般書
- 対話を使う表現方法
- OLIリエと連動

“税務のハンドブック”として...

持株会社の 法務と実務

川越憲治 編著



株式会社金融財政事情研究会

- 半年にわたる研究会の成果です。
- 持株会社の解禁には独占禁止法の改正という背景がありました。

平成10年
(社)金融財政事情研究会より



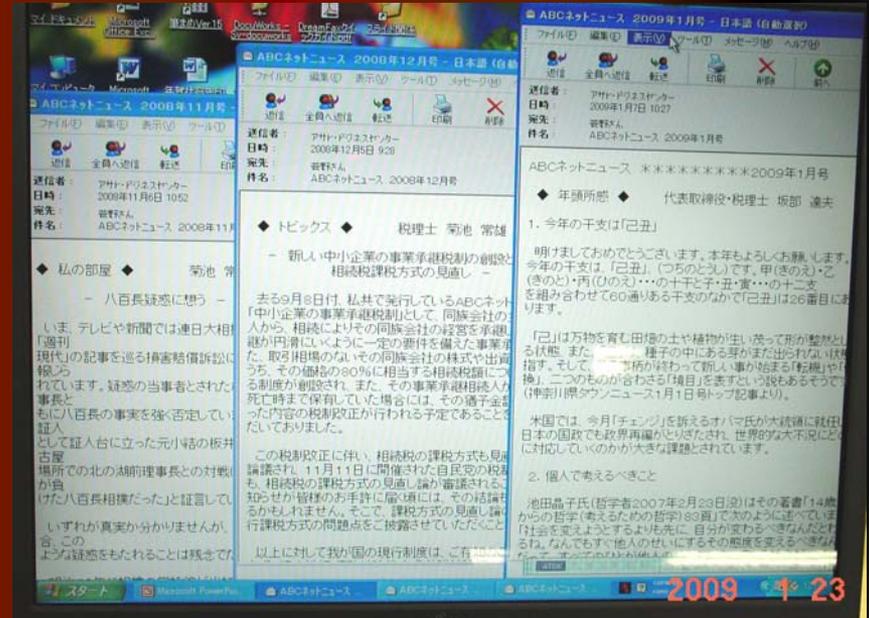
平成8年 北海道 社員旅行

ABCネットニュース

皆様のお手元に…

平成9年 配信開始

FAX & E-Mailで・・・



ウェブで……

るところに
産に関する
合の取扱
す。それ
させてい

私の



久しぶ
あって、「
員に談ん
志演義」
光や悲哀
どの点が
と、あっ

くあと

先日、某
気持ちに

- ① 諸外国における遺産課税方式
- ② 遺産取得課税

①の遺産課税方式で課税遺産価格とです。アメリカやそれに対して、Eが相続等により実シダヤスイス等が

以上に対して我総額（債務控除後）き1,000万円を加算条に定める法定相定し、その仮定に額をもって納付す額に対して実際に

したがって、上また、納税すべき法定相続分に応じ格に応じた税率をことから「法定相

いずれにしても、現行の相続税制に所有地を同族会社でいた土地を一定部分については、制度があります。

この制度を適用税の総額も減少すのみ優遇されればことは不合理であ

このことは、逆のだけが知っておの個人の用に消費された場合、その隠あり、他の相続人により相続税の総す。このようなこした財産価格を元ではないかとい

この場合には、原則として相続人各自ごとの課税方式となるため、額も各人ごとならから控除されることになり、その額がいくらとなるかも



坂部達夫税理士事務所 / 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター
お問

HOME | ABCネットニュース | セミナー案内 | トピックス | 所長コラム | 業務案内 | 会社案内 | 出版案内 | 関連リンク |

ABC ネットニュース

・ネットニュースストップ
(最新号)
・バックナンバー



12月号(発行日 2008年12月2日)

■編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター

メールでお届け！
ABCネットニュース
メール配信の
お申し込みはこちら

はじめに

代表取締役・税理士 坂部 達夫

報告・連絡・相談は仕事の基本です。報告のポイントは、事実を適切に伝えます。しかもタイムリーに。ここで、自分の解釈や判断を入れる必要は基本ありません。

報告の過程でのコミュニケーションの中で智慧が出てくるものだからです。いえるのは、報告は義務であると同時に、自分の責任範囲をカバーするとの機能です。

なぜ、今更こんな話をするかというと、世の中の報告が「曲がりすぎている」からです。

■ 今月のトピックス

新しい中小企業の事業承継税制の創設と相続税課税方式の見直し

去る9月8日付、私共で発行しているABCネットニュースで、「事業承継税制」として、同族会社の主宰者である被相続人から、相続の同族会社の経営を承継した場合に、事業承継が円滑にいくように一を備えた事業承継相続人が取得した、取引相場のないその同族会社の資金に係る相続税額のうち、その価格の80%に相当する相続税額に税を猶予する制度が創設され、また、その事業承継相続人が取得した死亡時まで保有していた場合には、その猶予金額は免除されるという税制改正が行われる予定であることをご紹介させていただいておりまこの税制改正に伴い、相続税の課税方式も見直すべきでないかと論11月11日に開催された自民党の税制調査会においても、相続税の見直し論が審議されることとなり、このお知らせが皆様のお手許には、その結論も出て公表されているかもしれません。そこで、課税方式論の端緒となった現行課税方式の問題点をご披露させていただくことにしました。

file:///C:/Documents and Settings/sakabe/Desktop/ABCネットニュース2008年... 2008/12/25

セミナーの開催



昨年のセミナー

「情報セキュリティとペーパーレス情報管理」



イーボック(株) 窪田 昇氏



富士ゼロックス(株) 一色 良秋氏

「人を魅きつける話し方」



高橋 トク子氏

「今後の中小企業の経営環境」



信金中央金庫 経営研究所

角田 匠氏

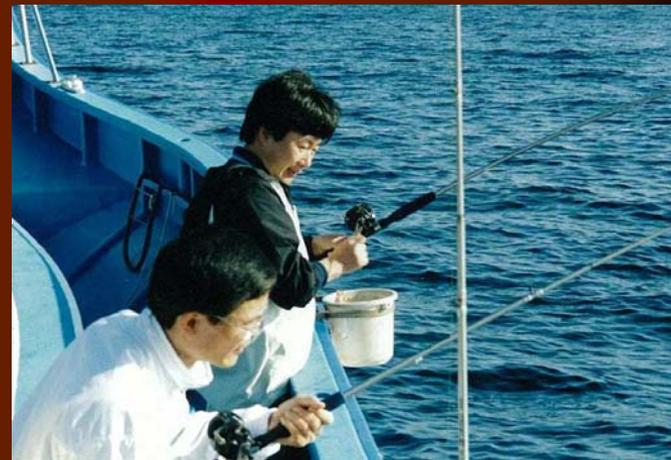


セミナー後の交流会の様子...



平成11年 伊豆高原

平成10年伊香保温泉



平成12年にスタートした “撃ち放題ゴルフ倶楽部”



平成12年 ホームページ開設

坂部達夫税理士事務所 / 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター
Account & Business Communication

ABC ネットニュース	
セミナー案内	
トピックス	
所長コラム	
業務案内	
会社案内	
出版案内	
関連リンク	2008.12.22 所長コラムを更新しました！ 2008.12.10 セミナーの内容報告を更新しました！ 2008.12.02 ABCネットニュースを更新しました！ 2008.12.01 「12月の税務」を更新しました！
明大入門起業塾	
お問い合わせ（相談受付）	経営・暮らしに役立つ ABC ネットニュース 毎月更新

*** 税制改正トピックス ***

[こちらから](#)

▼ 専業主婦の控除

▼ 子供の扶養控除等
給付金受給者

TKCのブログ配信サービスは
[こちら！](#)

戦略経営者システムQ&A

毎月更新！
お役立ちコーナー

病院・診療所の皆様へ

補助金・助成金情報

TKC戦略経営者ローン

随時ご相談受けいたします
坂部達夫税理士事務所
株式会社アサヒ・ビジネスセンター

〒130-0012
東京都墨田区太平3-9-5
加瀬ビル2F
☎ 03-3829-5065

12月の内容紹介

[1] 20周年記念行事

[2] 自動車税の障害
諸の受付が開始され！

平成21年度分の障害者
は、12月1日より事前受付
れました。

これまでは4月1日から納付
付期間としていましたが、今年
からの減免適用を条件として6月
末までの期間に事前に受け付
更されました。
詳細については東京都主税
局を参照してください。
なおこの制度は、障害者手帳
をお持ちの方で、一定の条件
に、自動車税・自動車取得税
られるものです。

↓ 詳細はこちらをクリ
ック
東京都主税局
Tokyo City Taxation

[3] 12月の税務
提出・納付期限：
特に記載がないものは、
期限該当日が日曜日等国民
る場合は、その翌日

業務案内

- 会計業務関連
- 起業関連
- 相続・FP関連



会社案内

・会社案内トップ
(所長挨拶)

・会社概要

・専門家との提携

・地図/アクセス

■会社概要

坂部達夫税理士事務所

業務内容

・税理士業務(税務代理、税務書類の作成、税務相談)
・付随業務(財務書類作成、会計帳簿の記帳指導、会社設立相談)
・関連業務(財務コンピュータ導入支援、給与計算受託)

開業

平成元年1月

所員数

16名

関連業務

通常の税理士業務に加え、事業承継・不動産有効活用・財務計画
わたる指導を行っている。

所長

プロフィール

坂部 達夫
1956年静岡県生まれ。明治大学経営学部卒業後、会計事務所勤務
税理士資格を取得し、1989年1月税理士事務所開業。
同時に経営とファイナンスのコンサルティング会社として
(株)アサヒ・ビジネスセンター設立、代表取締役就任。
1997年筑波大学大学院修士課程 経営・政策科学研究科 企業

TKC中央研修所 副所長
日本税務会計学会 法律部門委員
明治大学産学連携経営等支援専門家

【著書】

『住宅の税金Q&A』『損保代理店のための税務知識』
『特殊会社の法務と実務(共著)』『小さな会社の税務』
他執筆多数

所在地

〒130-0012 東京都墨田区太平3-9-5加瀬ビル2F

株式会社アサヒ・ビジネスセンター

業務内容

・経営コンサルティング
経営計画策定、人事制度構築、財務・会計指導、業務改善
・システムコンサルティング
販売管理、財務管理、業務システム構築
・起業支援
起業相談、事業計画

設立

平成元年1月

資本金

1,000万円

社員数

17人(内会計事務所業務16名)
マネージメントコンサルタント
ファイナンシャルプランナー
税理士、会計事務所スタッフ

外部スタッフ

弁護士、社会保険労務士、システムコンサルタントなど

関連企業

坂部達夫税理士事務所



業務案内

・業務案内トップ

(業務の特長とサービス)

・会計業務

・起業関連

・相続-FP

・コンサルティング



業務案内

・業務案内トップ

(業務の特長とサービス)

・会計業務

・起業関連

・相続-FP

・コンサルティング



相続・ファイナンシャルプランニング業務のご案内

相続を考える場合、その家族のライフプランを考慮しながら、作業を進める必要があり
相続診断、相続設計により、相続に関する不安を取り除きます。
また、ファイナンシャル・プランニング業務の充実により、個人の生活設計の支援をし

1. 相続診断 相続が発生すると、自然発生的に、被相続人の持っている
が相続人に移転します。また、財産のみならず債務も自動
引き継がれます。
さらに、相続人間の財産分けの取り組み、相続税の申告・
など大変な作業が待っています。まず、財産目録を作り、
負債を整理して、相続税の税額を試算するところから始め
これを、「相続診断」といいます。
2. 相続設計 (1) 財産の分割を考える。
↓
(2) 相続税の納税の仕方を考える。
(現金支払い、分割支払い、現物支払い)
↓
(3) 相続税を支払いを、法の許す範囲で軽減する方法
える。
※好ましい相続のあり方を考えるには、上記(1)(2)(3)の順
る。
3. 相続税申告書作成 相続が発生すると、10ヶ月以内に相続税の申告をする必
あります。そのため、その10ヶ月の間に、相続人の特定、
書の有無の確認、相続財産
・借入金の調査などをしなければなりません。
さらに、遺産の分割が決定することにより、相続税の軽減
が優れます。
これら、一連の手続きを経て、適正な申告を行います。
また、申告後の税務調査の立ち会い・不服申し立てなどの
代理を行います。
4. ファイナンシャルプ
ランニング 個人のライフ・プランの重要な要素となる資金計画作成の
をします。
結婚・子供の教育・住宅取得・相続などのライフステージに
る、お金の出入りについて、個人の資金設計を考えるプロ
イナンシャルプランナーとともに生活設計を考えます。

会社案内・業務案内



セミナー案内

- ・セミナー案内トップ
 - ・セミナーのお申込み
 - ・これまでのセミナー
- 当社では、随時セミナーを開催しております。お気軽にご参加ください
お申し込みは「セミナーに申し込む」ボタンからどうぞ。
- ※ 下記セミナーは終了しました。



平成20年実施 セミナー

「どうなる今後の中小企業の経営環境

内容ご報告はこちら

【ご参加希望の際には、お気軽にお申し込みください。多くの方々からご参加を頂いております。】

日時	平成20年12月2日(火) 18:30~20:00
講師	信金中央金庫 経営研究所 上席主任研究員 角田 匠 氏
セミナー内容	アメリカのサブプライムローンに端を発し我が国でも「雇用の悪化」「株式市場の低」「急激な円高」など足下の経済の不安定! 「現状をよく把握し、次の手を打つ」ために欠かせません。 ◆現状の経済悪化の原因分析 ◆今後の経済予測 ◆中小企業はどのように対処すべきなの 終了後、講師を囲んでの簡単な懇親会。時間がある方は是非ご参加下さい。



セミナー案内

- ・セミナー案内トップ
- ・セミナーのお申込み
- ・これまでのセミナー

[2008年2月実施セミナー]

2008年2月5日(火)、当事務所会議室において「情報セキュリティとペーパーレスセミナーを開催致しました。

テーマは、税金を含んだ経営環境の昨今の急速なIT化を念頭に置き、

- ・情報セキュリティは、中小企業に関係がないのか?
- ・情報管理の重要性とあり方
- ・ペーパーレス情報管理の実例紹介

というものでした。



中小企業の情報セキュリティの観点から、コンピューターウイルス、情報漏洩防止等具体的な対策といったことまで幅広くお話し頂きました。

イーボック 株式会社
取締役 企画・サービス本部長 窪田 昇氏



ペーパーレス情報管理によって広がる可能性や、それが実際に実現されつつあるのか、最先端の実例を挙げながらお話し頂き

セミナーの案内・報告



HOME |

・所長コ



HOME | ABCネットニュース | セミナー案内 | トピックス | 所長コラム | 業務案内 | 会社案内 | 出版案内 | 関連リンク

所

・所長コラム



HOME | ABC

所 |

・所長コラム



HOME | ABCネットニュース | セミナー案内 | トピックス | 所長コラム | 業務案内 | 会社案内 | 出版案内 | 関連リンク

所長コラム

・所長コラム一覧

第2回「バラクラ・イングリッシュガーデン」 2004.06.07



この写真は、豊科高原にある「バラクラ・イングリッシュガーデン」という英国庭園の一部の写真です。この庭園は、オーナーでもある英国式庭園研究家の山田氏の思いが込められている庭園です。いつも、手が入れられていて、いでも完成しないサグラダ・ファミリア（聖家族教会）のように進化しているように直接、イギリスの庭園をご紹介できればいいのですが、とりあえずは日本の山田さんの憧れから……。

(坂部達夫)

| HOME |

Copyright (C) 2004 ABC Corporation

「所長コラム」

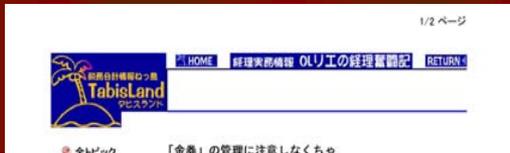
「OLリエの経理奮闘記」



The screenshot shows the TabisLand website with a navigation menu on the left and a list of articles on the right. The navigation menu includes categories like '全トピック', '日付順', 'カテゴリ別', and '経理事務'. The article list contains various topics such as '生命保険料控除の注意点', '従業員が役員になったら...', and '消費税の計算方法を教えてください!'.

● エプソンから頼まれた
企業経理部門サポート
サイト

● 事務所の職員教育



当事務所ホームページからリンクしています。是非ご覧ください！



- ◎ 全トピック 抜本拡充される中小企業事業承継税制
- 日付順 カテゴリ: 税務 作成日: 2008/04/08 提供元: アサヒ・ビジネスセンター
- カテゴリ別
- ◎ カテゴリ別
 - 経理事務
 - 人事労務
 - 財務/資金繰り
 - 税務
 - 法務
 - その他



リエ
 「実は親戚のおじさんが、自分が亡くなったら経営している会社を息子さんに継がせたいそうなんですけど、自社株の相続税についてだいが困っているみたいなんです。非上場株式って換金性に乏しいけれど多額の相続税がかかることがあるんですよね。それで黒田さんに意見を聞いてみようと思ひまして。」

黒田
 「うん。確かに自社株にかかる相続税は、事業承継にかかる重要な

鳥飼 「あり買の契を支払い行って行
 社長 「とこで、現
 鳥飼 た「
 社長 「ヨテ
 鳥飼 「預手す“自取やわけてまき、現
 社長 「普通
 旭課長

工の経理置置記 RETURN
 老保険の保険料の取扱い
 ため、会社契約で老保険に料にかかる税務上の取扱いとは
 人を種にする 満期保険金及 場合の保険料 減免約が終了 について
 預保料を「老保 給付の保険料は被保者に對する
 けど、被保者である従業員 から、従業員に所得税が発生す
 源泉徴収税額を計算する時に、 差額を基準として源泉徴収をす 金の受取人が被保者の遺族 の場合の保険料は、支払った各 期間の経過に応じて納金の額に 対しては特定の人だけを被保者 保険料の2分の1を費用計上 海になります。なお、被保者 保険料の支払方法が一時的や短
 1.htm 2008/12/25

海外社員旅行



書道同好会



所長の戸隠高原訪問



筑波税法研究会



「まず、規約の検討と承認をしたが、きたいのですが」と口火を切る坂部税理士の進行を受け、現役の院生・山元俊一税理士がモデル案を配っていく。名称や会費、事務局の項目はモデル案でOKのようなが、運営方針や研究



坂部達夫税理士



平野嘉夫助教授



山下 章夫氏

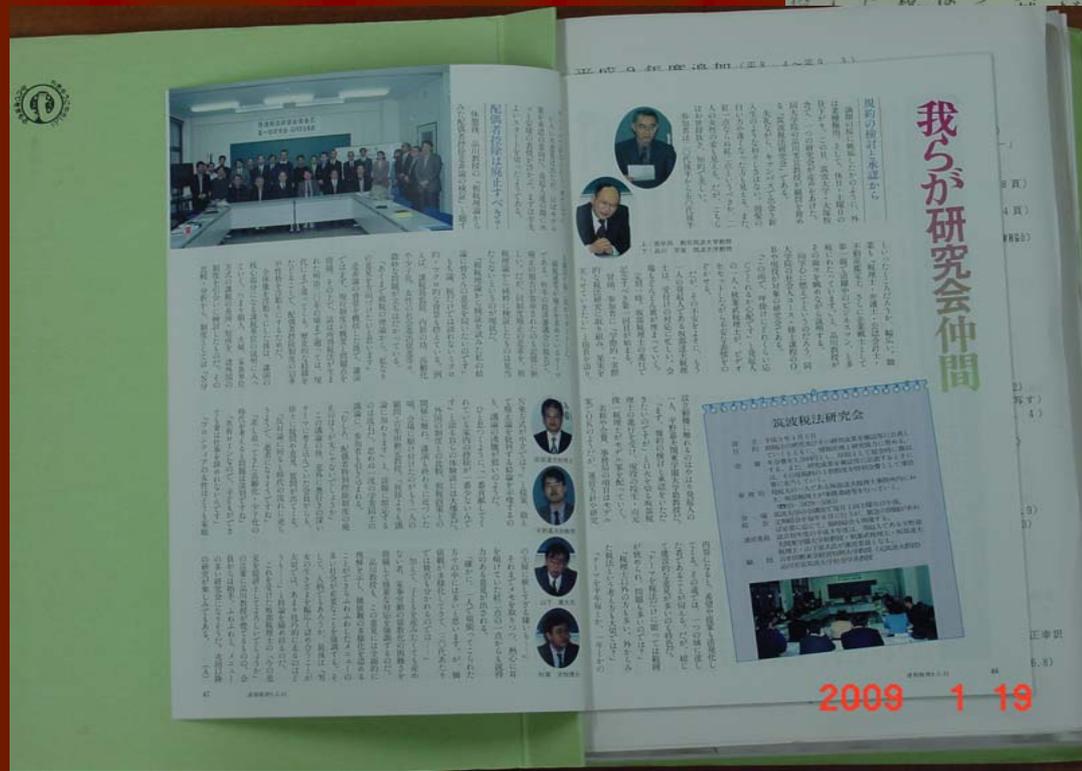


秋葉 武税理士

「テーマを税法だけに限っては範囲が狭められ、問題も多いのでは?」「税理士以外の方も多い。外からみた税法という考え方も大切では?」「テーマを半年毎とか、一年とかの

の主婦に敵しすぎる嫌いも……」
それまでメモを取りつつ、熱心に耳

N乗方式が中立では?と提案、敢えて廃止論を批判する結論を示唆するの、議論の沸騰が狙いのよう。ひと息つくように、「一番真ん中」に語っている家内の控除が一番少す」と語る自らの体験談には、外国の制度との比較、租税関係に触れ、講演も終わりに頃、会場に駆け付けたのが、顧問 吉半由勲元教授。「控



第1回目は平成9年4月

モンゴル講演

- モンゴル財務省訪問
- モンゴル経済大学訪問
- ODA支援

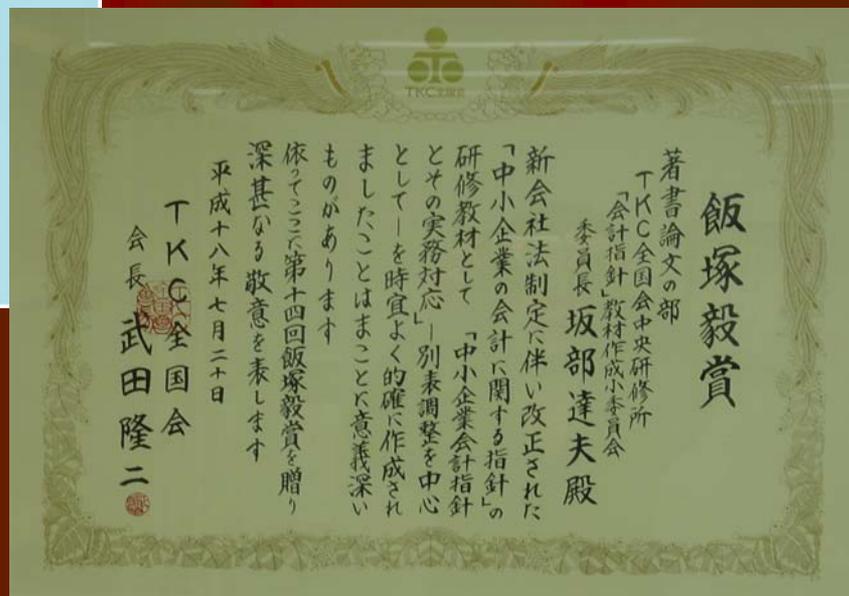
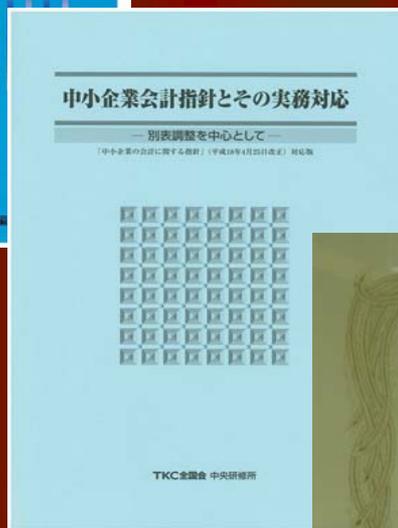




モンゴル財務省等

TKC全国会

これは誇りです。



SUN RISE

TKC HIGASHI-TOKYO KAI

No.98

2003.8.1発行

第2次「成功の鍵作戦21」 TKC東・東京会

発行所：TKC東・東京会広報委員会
発行人：平山 敬二
編集責任者：中島 勝正

生涯研修

目次 ●●●●

第20回TKC全国役員大会開催される!!	2
生涯研修開講式	3
開講記念講演	3
各委員会の活動予定	4
オークション体験記	4
第27回TKC東・東京会ゴルフ大会報告	4
支部かわら版	5
足立支部総会	5
判例記事	6
読者の声	6
ビジネス書ランキング・トップ5	6
第6回TKC東・東京会秋期大学のご案内	6
編集後記	6

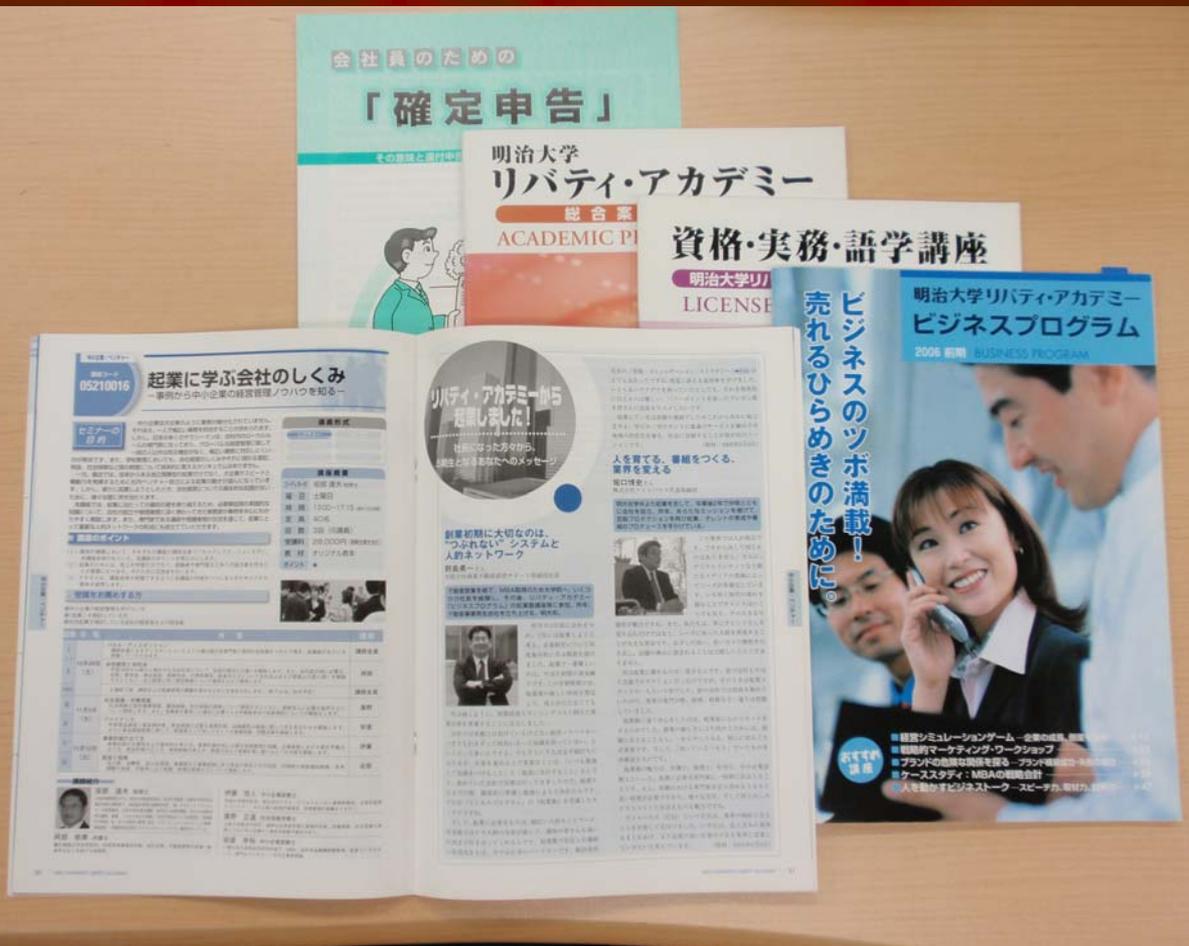


生涯研修開講式 7月3日 両国（東京水辺ライン）

東東京研修所と 中央研修所



明治大学とのかかわり



明治大学

①入門起業塾

②産学連携支援専門家

③ビジネスアイデアコンテスト



明治大学 リバティ・アカデミー 「入門起業塾」

当社では、明治大学リバティ・アカデミーにて「入門起業塾」の講座を開催しております
ご興味のある方は是非どうぞ。
※下記の内容(平成18年度)は終了しました。

明治大学リバティ・アカデミー
入門起業塾 一中小企業経営を学ぶ一

【講座趣旨】

中小企業は大企業にはないスピードと機動力が特徴で、その経営には独創性が
要。また、業務が細分化されていないので一人で幅広い業務を担当することが求めら
れはたくさんあります。しかし、日本の多くのサラリーマンは、会社内のローカルル
ー家になっており、グローバルな企業経営に関してほとんど知る機会がありません。小
企業経営に対応しにのびるが実状です。
一方、最近では、従来からある独立開業型の起業だけでなく、大企業が活性化と
めて、社内ベンチャー設立による起業の動きが盛んになっています。しかし、新たに
したとき、会社経営についての基本的な知識がないために、様々な壁に突き当たり
本講座では、起業に当たっての最初の壁を乗り越えるため、実際に起業した経営
立や管理業務に深く関わってきた実務家が中小企業経営について事例を中心に解
説します。また、講師や受講者間の交流を通じて、起業にとって重要な人的ネット
ワークも構築していただきます。

【ポイント】

- ・ 最初の講義において、本講座全体のねらいと各講義のポイントを紹介し。
- ・ 起業のためには、机上の学習だけでなく経験者や専門家など多くの協力者を作
る必要があります。そのために懇親会を行います。
- ・ 自らが起業した現役経営者が体験をもとに中小企業経営のポイントを語り。

【受講対象】

- ・ 中小企業の経営を学びたい方、「起業」を検討している方
- ・ 社内起業を検討している会社の経営者および担当者

【講義概要】

第1講 会社とは何か、「経営する」とは何か
(税理士 坂部達夫、中小企業診断士 伊藤和生)
第2講以降の各講義の概要を紹介し、全体像をつかんでいただきます。また、講
義者間の交流を深めるために懇親会を行います。

第2講 会社経営と税務・法務 (税理士 坂部達夫)
平成18年度施行の会社法の概要と会社設立時に必要な定款、取締役など法人



税理士会活動



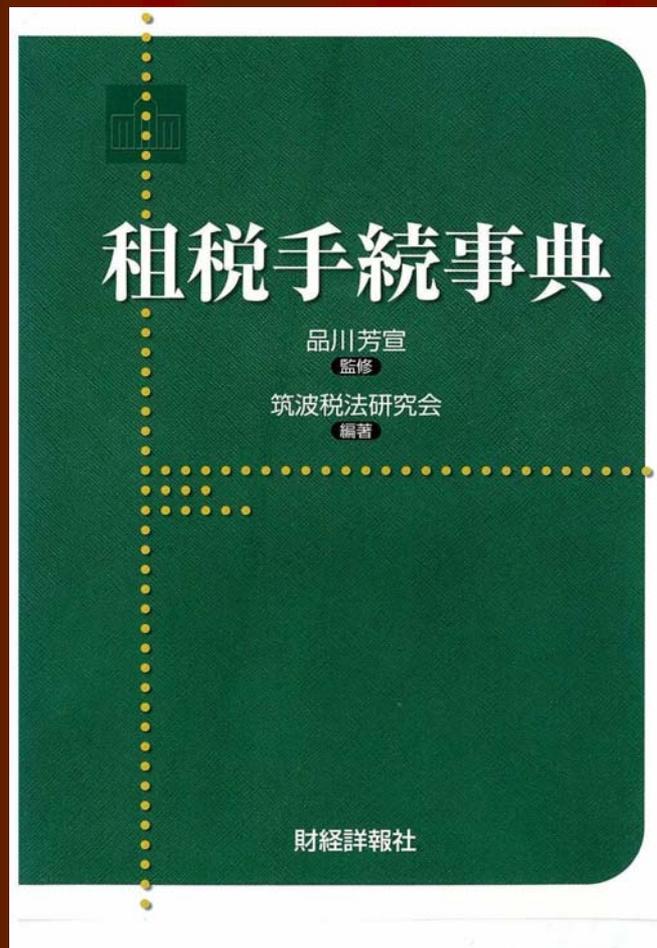
平成19年6月

墨田区太平3-9-5

加瀬ビル2階に

事務所移転





租税手続辞典

- 品川芳宣教授監修
- 財經詳報社出版
- 平成19年1月発刊

20周年記念行事 その1





ゴルフは難しい。



最近の事務所の様子...

こんな感じで仕事をしています。



相談編(1)



相談編(2)



電話編



菊池先生と研修風景



所長より

- これが坂部会計事務所の「過去と現在」です。未来についてはわかりませんが、「過去と現在」の延長線上に存在することは事実です。
- できる限り「現在」において善い種を振り撒き、「未来」において様々な花を咲かせてみたいと思っています。